

四日市市告示第468号

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年9月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱（平成27年告示第139号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象団体が主体となって開催する、市内で事業を行う商店等の経営者又は従業員が商品、サービスの特徴、魅力等を顧客等に対して説明又は宣伝する講座を開催することにより、当該商店等の販売促進を図る<u>オンライン開催も含めた</u>イベント事業（以下「まちゼミ」という。）であって、次条に規定する補助対象経費が10万円以上の事業とする。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象団体が主体となって開催する、市内で事業を行う商店等の経営者又は従業員が商品、サービスの特徴、魅力等を顧客等に対して説明又は宣伝する講座を開催することにより、当該商店等の販売促進を図るイベント事業（以下「まちゼミ」という。）であって、次条に規定する補助対象経費が10万円以上の事業とする。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)